

名古屋市告示第360号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の辞退

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 7年 7月 4日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
みなと歯科口腔外科	名古屋市港区入場一丁目 502番地	令和 7年 4月29日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課